明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五一）　一
〔規　則〕
○犯罪捜査規範の一部を改正する規則（国家公安委一八）　二
○警察庁の定員に関する規則等の一部を改正する規則（同一九）　三
〔告　示〕
○令和三年総務省告示第二百六十四号の一部を訂正する件（総務三六五）　五
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三一八）　六
○食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（同三一九）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更について（厚生労働省・農林水産省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　八

省令

○厚生労働省令第百五十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信